

# 役員等報酬規程

# 社会福祉法人平成会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会(以下「当法人」という)定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものである。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

## (理事会・評議員会・監事監査・入札立ち会い等の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会・評議員会・監査業務・入札立ち会い、法人及び施設の指導検査に出席したときは、報酬基準別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 前項は、理事長、副理事長、常務理事には、これを行わないものとする。

## (理事の勤務報酬等)

第4条 理事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 週平均2日以上または月に4日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により、月額報酬を支払うことができる。
- 3 前項にあたる役員に対しては、別表1及び別表2に係る報酬及び第5条に係る報酬支出は、これを行わないものとする。

## (出張旅費)

第5条 役員等及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支払うことができる。

- 2 旅費は実費を支給する。ただし、最も経済的な通常の経路及び方法でなければならない。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支払うことができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

## (理事長及び副理事長の報酬等及び上限額の算定方法)

第6条 理事長及び副理事長の報酬等及び上限額については、別表5に定める額とする。

## (常勤役員等の報酬等及び上限額の算定方法)

第7条 施設の職員を兼務する理事は、この規定は適用しない。

- 2 施設の職員を兼務する、定款第一六条の規定に基づく副理事長の報酬等及び上限額については、別表5

に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長、副理事長、常務理事の報酬等については、当法人給与規程に準ずる。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議などに出席した都度、支給する。
- (3) 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、控除して支給する。

(改正)

第8条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

(実施期日)

この規定は、平成29年4月1日より適用する。

令和2年4月1日 改訂

## 別表1(日額)

名称	報酬額
理事会・評議員会・監事監査・入札 立ち会い等の出席報酬	15,000円

## 別表2(日額)

名称	報酬額
理事業務報酬等	15,000円

## 別表3(月額)

役員業務報酬	報酬額
週平均30時間未満	100,000円
週平均30時間以上	340,000円

## 別表4(日額)

報酬額	旅費	宿泊費	その他
3,500円	実費	実費	実費

## 別表5(役員報酬等及び年次上限額)

理事長に対して下記の役員報酬等額を支給することができる。

役職名	役員報酬等年次上限額
理事長	6,000,000円

法人の職員を兼務する、副理事長に対して職員給与に加えて下記の役員報酬等額を支給することができる。

役職名	役員報酬等年次上限額
副理事長	9,000,000円